

別表3 調査手数料の基本額及び徴収方法(第12条第1項)

業種	*申請品目数 (～まで)	**審査料	検査料
生産行程管理者 (農産物)	1～20	180,000	下記の計算式から算出
生産行程管理者 (加工食品)	1～20	240,000	
小分け業者	1～	220,000	
輸入業者	1～	200,000	

\*生産行程管理者(農産物、加工食品)について、申請品目数が20を超える場合は、20品目ごとに20,000円加算する。

\*\*この料金には、生産行程管理者(加工食品)、小分け業者、輸入業者の審査料には、主たる1施設(輸入業者は、受入保管施設一つ分)を含む。これを超える施設がある場合は、規模、所在地の実情に基づき、算出する。輸入業者の受入保管施設は20,000円、その他(生産行程の一部に関する施設等)は、20,000円～200,000円(規模に応じて設定)とする。

・認定事業者または認定に係る施設の住所変更において、新規認定となる場合も、別表3の料金が適用される。

#### 検査料

検査報告書:40,000円/1業種(例:小分け業者⇒1業種)

検査時間費用:前年度の検査時間をもとに算出

交通移動費:前年度の交通移動費をもとに算出

検査時間=検査終了時間-検査開始時間-休憩時間

交通移動時間=(到着時間-移動開始時間(往復))

\* 実地検査に係る交通費、旅費及び宿泊費等は申請者の負担とする。前年度に交通費を他社と折半した場合はこの限りではない。また、申請者の都合で検査日を変更した時に伴う旅費・宿泊費等のキャンセル料は、申請者の負担とする。

\* 審査料、検査報告書料及び検査時間費用は、原則として検査日まで又は請求書記載期日までに振込にて行う。

\* 追加の検査時間、交通移動費及び交通費、旅費及び宿泊費等は原則として請求しない。検査当日に大幅な検査時間の追加、交通手段の変更などが生じた場合はこの限りではない。追加で請求が生じた場合は調査終了後に請求書を発行し、請求書記載期日までに振込にて徴収する。

\* 翌年の年次検査請求は、本実績をもとに算出する。

#### 【キャンセル料】

以下の場合にキャンセル料が発生する。

- ① 認定の継続の意思を確認後、1ヵ月を経過して認定の取り下げを申し出た時。調査手数料の10%を請求する。
- ② 検査日が確定後に認定の取り下げを申し出た時。調査手数料の全額を請求する。

## 外国の認定事業者に対する調査手数料

外国の申請者は、QAI Inc.,または、Ecocert SA を経由して調査することができる。費用請求は、それぞれ以下の料金表に基づきQAI Inc.,または、Ecocert SAから行う。

### 主に米国の申請者向け

※QAI Inc.でNOP申請を同時に行う場合

業種	審査料\$	検査料\$
外国生産行程管理者(農産物)10 契約農家まで	1920	検査費用\$38/1時間 交通移動費\$17/1時間 検査報告書\$167/1業種
外国生産行程管理者(農産物)11 契約農家以上	60 /1追加 農家	検査費用\$38/1時間 交通移動費\$17/1時間 検査報告書\$167/1業種
外国生産行程管理者(加工食品)	1920	検査費用\$38/1時間 交通移動費\$17/1時間 検査報告書\$167/1業種
小分け業者	1920	検査費用\$38/1時間 交通移動費\$17/1時間 検査報告書\$167/1業種

- \* 上記の料金の徴収は原則として調査日までに振込にて行う。
- \* 実地検査に係る交通費、旅費及び宿泊費等は申請者の実費負担とする。
- \* 検査料、旅費及び宿泊費等は検査終了後に請求書発行し、原則として請求書発行月の翌月末日までに振込にて行う。

### その他の申請者向け

※ECOCERT SAでEU又はNOPの申請を同時に行う場合

業種	審査料及び検査料(€)
生産行程管理者 (農産物)	707~/1日
生産行程管理者 (加工食品)	707~/1日
小分け業者	707~/1日

- \* 上記の料金の徴収は原則として審査料及び検査料は2月に請求し、翌月末日までに振込にて行う。
- \* 実地検査に係る交通費、旅費及び宿泊費等は申請者の実費負担とする。